

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：(1) 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳

の作成が必要となる下請契約の金額の下限の引き上げ

（第 2 条及び第 7 条の 4 関係）

(2) 専任の主任技術者・監理技術者の配置が必要な建設工事の請負契約の金額の下限及び合意により下請負人が主任技術者の配置を要しない特定専門工事の請負契約の金額の上限の引き上げ

（第 27 条第 1 項及び第 30 条第 2 項関係）

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：国土交通省不動産・建設経済局建設業課

評価実施時期：令和 6 年 11 月 1 日

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

ii

(該当理由)

- ・ 本規制緩和により顕在化する新たな負担はいずれも想定されないことから、これらの負担の合計が年間 10 億円を超えることはない。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり 1 万円未満と推計※されるもの(様式 2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式 2—①)

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 近年の建設工事費の高騰による、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）により、本来規制の対象とすべき工事の範囲と実際の規制対象となっている工事の範囲との間の乖離を是正するため、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「令」という。）に規定する下記の基準の金額を改定する。
 - （１）特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の金額の下限
 - （２）主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任を要する建設工事の請負契約の金額の下限及び合意により下請負人が主任技術者の配置を要しない特定専門工事の請負契約の金額の上限

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 建設業許可について、下請代金が一定金額の基準を超える建設工事を建設業者が請け負う場合には、より高度な下請負人の保護や施工体制全体の管理が必要になる工事であることから、当該建設業者に特定建設業の許可を求めることとされてきた。一方で、近年の資材価格の高騰等により建設工事費が上昇している中、建設業許可に係る金額の見直しが行われていないことで実質的な規制強化が発生し、本来当該許可を要しない規模の工事まで特定建設業許可が求められる状況となっており、本来規制の対象とすべき工事の範囲と実際の規制対象となっている工事の範囲との間に乖離が生じている。

そうした乖離は、施工体制台帳を作成すべき工事現場の規模や監理技術者を配置すべき工事現場の規模、監理技術者等の専任配置を要する工事現場の規模及び合意により下請負人が主任技術者の配置を要しなくなる特定専門工事の現場の規模についても同様であると言え、それらに係る金額を実態に合わせ引き上げることが求められている。

〔参考〕

建設工事費デフレーター（建設総合）：（R 3）113.2% → （R 5）123.2% ⇒ 8.8%増

※ 平成 27 年度を 100 とする

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ （１）について

下請代金の金額が 4,500 万円以上（許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合には 7,000 万円以上）になる建設工事を発注者から直接請け負う者は、特定建設業の許可を受けなければならない（法第 3 条第 1 項第 2 号、令第 2 条）、特定建設業者は、下請代金の金額を当該金額以上となる建設工事を施工する場合には、工事現場に監理技術者を置かなければならないこととされている（法第 26 条第 2 項）。

また、特定建設業者は、下請代金の額が 4,500 万円（請け負った建設工事が建築一式工事である場合には、7,000 万円）以上となる建設工事を発注者から直接請け負った場合に、施工体制台帳を作成しなければならないこととされている（法第 24 条の 8 第 1 項、令第 7 条の 4）。

本政令においては、建設工事費の高騰を踏まえ上記の金額をいずれも 5,000 万円（許可を受けようとする建設業が建築工事業、または請け負った建設工事が建築一式工事である場合には、8,000 万円）に引き上げる。

- ・ (2) について

建設業者は、請負金額が 4,000 万円（請け負った建設工事が建築一式工事である場合には、8,000 万円）以上となる建設工事を請け負った場合に、当該工事に設置する監理技術者等を当該工事に専任させなければならないこととされている（法第 26 条第 3 項、令第 27 条）。

本政令においては、建設工事費の高騰を踏まえ上記の金額を 4,500 万円（建築一式工事である場合には、9,000 万円）に引き上げる。

また、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事で施工技術が画一的であり、施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるもので下請負人の請負金額が 4,000 万円未満の建設工事については、元請負人と下請負人の合意により、当該建設工事に下請負人が主任技術者の配置を要しなくなることとされている（法第 26 条の 3、令第 30 条）。

本政令においては、建設工事費の高騰を踏まえ上記の金額を 4,500 万円に引き上げる。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成について、本規制緩和により本来規制の対象とすべき工事の範囲と実際の規制対象となっている工事の範囲との乖離が是正される。
- ・ また専任を要する監理技術者等の設置について、実態に即した現場技術者の専任義務の補正が図られるとともに、特定専門工事における主任技術者の取扱についても実態に即した補正が図られる。
- ・ 本規制緩和の効果については、本規制緩和の対象となる建設業者や工事の性質等に応じてそれぞれ異なるため、個々の建設業者に生じる便益を推計し一律に定量化することは困難であるが、今般の各基準金額の改定により、それぞれ以下の効果が見込まれるものと考えられる。

(1) 特定建設業の許可を受けなければならない下請代金の下限の引き上げ

下請代金が 4,500 万円以上 5,000 万円未満の建設工事について、その請負契約の締結にあたり今般の改定後には特定建設業の許可が不要となるため、これまで当該建設工事を請け負うことが出来なかった一般建設業許可業者が新たに建設工事を請け負うことが可能となる。

(2) 施工体制台帳の作成を要する下請金額の下限の引き上げ

これまで施工体制台帳の作成を要していた建設工事のうち、下請代金が 4,500 万円以上 5,000 万円未満のものについて、今般の改定後には施工体制台帳の作成が不要となることから、建設業者における書類作成に係る事務負担や書類の据付、保存に係る負担が軽減されることが想定される。

(3) 監理技術者等の専任を要する請負金額の下限の引き上げ

公共工事（土木）に限っても、約 6,000 件^{*1}の工事について、監理技術者等の専任が不要となることが想定される。

この規制緩和による実態に即した専任義務の適正化により、これまで専任してきた技術者が他の 1

現場を兼任することとなった場合、上記 6,000 件の工事分に限っても総額約 290 億円※²の費用負担が軽減されることとなる。

※1 「建設工事受注動態統計調査報告（令和 2 年度）」（国土交通省）、「公共工事における工事請負金額ごとの工事件数カバー率」（コリンズデータ）、「建設投資見通し（令和 4 年度名目値）」（国土交通省）を元に推計

※2 建設業における一人あたりの人件費を、「賃金構造基本統計調査（令和 5 年）」（厚生労働省）を基に国土交通省が算出した年収額の平均である 4,900,000 円とし、本規制緩和により各工事で技術者 1 名分の人件費負担が軽減されるものと仮定

- (4) 合意により下請負人が主任技術者の配置を要しなくなる特定専門工事の請負金額の上限の引き上げ
これまで下請負人が主任技術者の配置を要していた建設工事のうち、請負金額が 4,000 万円以上 4,500 万円未満のものについて、今般の改定後には元下請負人間の合意により主任技術者の配置を要しなくなることから、主任技術者の配置に要してきた人件費の軽減が想定される。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 今般緩和する規制は、一定規模以上の工事を対象に、建設工事の適正な施工確保の観点からより高度な施工管理が必要となるものとして、特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成並びに監理技術者等の専任を要することとしているもの、また、一定規模以下の一部業種の建設工事を対象に、施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、合意があれば下請負人は主任技術者の配置を要しないこととしているものである。今般の規制緩和は、近年の資材価格の高騰等による、本来規制の対象とすべき工事の範囲と実際の規制対象となっている工事の範囲との間の乖離を是正するものであり、本規制緩和後も建設工事の適正な施工は確保されることから、本規制緩和により顕在化する負担はないと考えられる。

<行政費用>

- ・ 本規制緩和によって、法令違反が増加する可能性は想定しえないため、法令違反の疑いがある事例の検査等に係る行政費用の増加は生じないと考えられる。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

☐遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

☐その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 特になし

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）（令和3年11月22日、令和4年2月21日、令和4年3月29日、令和4年4月25日）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00013.html

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<上記以外の法令案>

- ・ 本規制緩和については、施行から5年後（令和11年）に事後評価を実施する。